

日本との間におけるGIRの自動的情報交換の実施対象国・地域

(令和8年(2026年)7月1日現在)

1. アイルランド	13. スペイン
2. イタリア	14. スロバキア(*)
3. 英国	15. スロベニア
4. オーストラリア	16. デンマーク
5. オーストリア	17. ノルウェー
6. オランダ	18. ハンガリー
7. カナダ	19. フィンランド
8. 韓国	20. 香港
9. クロアチア	21. 南アフリカ
10. ジブラルタル	22. リヒテンシュタイン
11. スイス	23. ルクセンブルク
12. スウェーデン	

対象会計年度が至令和7(2025)年3月31日であるGIRに係る日本からの初回提供期限は令和9(2027)年3月31日となります。

(*) 日本がGIRを受領しない相手国・地域(日本が提供するのみ)